

平成27年度補正予算及び 平成28年度当初予算、税制改正等について

平成28年1月
製造産業局
素形材産業室

1. 平成27年度補正予算

①研究開発関連

- ・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金……………2
- ・中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業……………3

②販路開拓

- ・海外展開戦略等支援事業……………4
- ・中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業……………5

③取引に関する相談窓口

- ・価格交渉サポート事業(下請かけこみ寺の拡充)……………6

④省エネルギー化に向けた取組支援

- ・中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業(省エネ補助金)…7

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

平成27年度補正予算案額 **1020.5億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。

成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えること。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

1. 革新的サービス・ものづくり開発支援

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

2. サービス・ものづくり高度生産性向上支援

上記1. の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。



事業イメージ

1. 革新的サービス・ものづくり開発支援（補助率 2/3）

(1) 一般型 補助上限額:1,000万円

中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

（例）医師のトレーニング用胸部骨格モデルの開発。

人体の構造の再現度を高めるため、3D技術を活用した試作品製作を行うための設備投資を支援。

※複数社による共同事業は、企業数に応じて補助上限額を引上。

（共同事業の補助上限額：個社の補助上限額×5社）

(2) 小規模型 補助上限額:500万円

小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。

（例）高齢者世帯とその家族等をつなぐシステムをクラウド上に構築。

高齢者の生活データを蓄積・解析することで、暮らしに配慮した見守り体制を構築する。

2. サービス・ものづくり高度生産性向上支援（補助率 2/3）

補助上限額:3,000万円

IoT等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資等を支援。

（例）新たに航空機部品を作ろうとする中小企業が、既存の職人的技能をデータ化すると共に、データを用いて製造できる装置を配置。

※1. 2. 共通

・給与総額増の取組は加点。

・TPP加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取組は加点。

中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業

平成27年度補正予算案額 **11.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 中堅・中小企業等は、大企業が参入しないような小規模な市場などにおいてもリスクを取りつつ、機動的に事業化を図るなど、イノベーションの創出への貢献が期待されています。
- 他方、中堅・中小企業等は特定の優れた技術を有していても、事業化を目指すためにはそれのみでは不十分なことがあります。このため、優れた基盤技術等を有する機関がその技術の中堅・中小企業等に橋渡しすることにより、実用化を促進することが重要となります。
- 具体的には、中堅・中小企業等が、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能を有する機関（以下、橋渡し研究機関）の能力を活用して、共同研究等を実施する際の支援を実施します。

成果目標

- 中堅・中小企業等が、橋渡し研究機関の活用を通じて生産方法の革新や技術力向上等を実現することにより、事業完了から3年後に新技術の実用化達成率が3割になることを目指します。

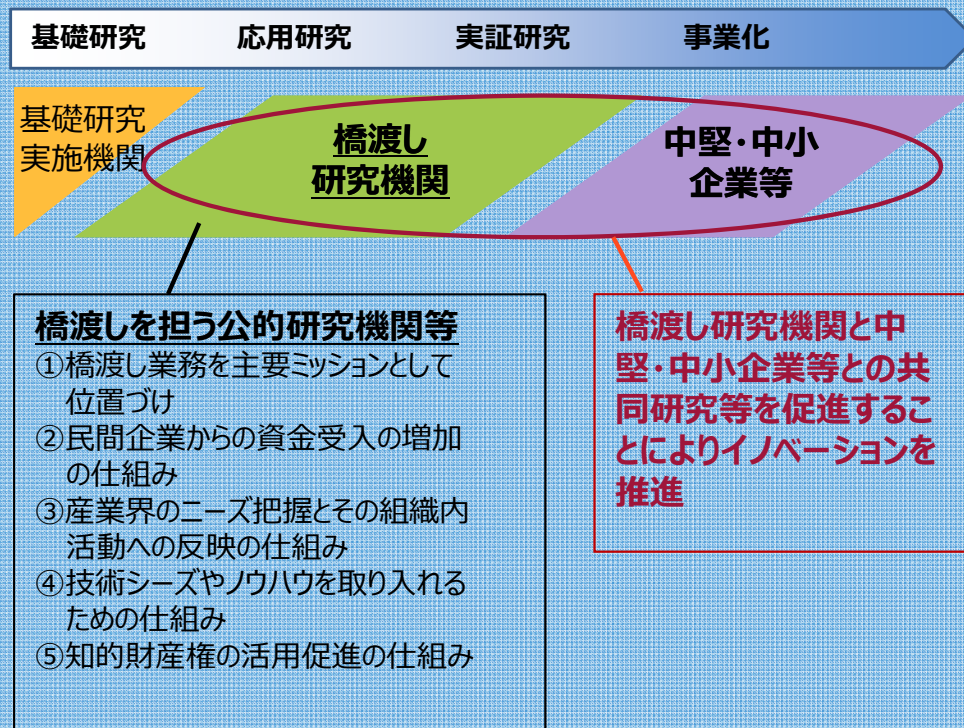
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

中堅・中小企業等と橋渡し研究機関との共同研究等への助成

- ・補助率 : 2/3以下
- ・補助額 : 上限1億円
- ・補助対象 : 中堅・中小企業等と橋渡し研究機関の共同研究等



海外展開戦略等支援事業

平成27年度補正予算案額 **59.9億円**

事業の内容

事業目的・概要

- TPPの効果を最大限活用するため、中堅・中小企業等を始めとする我が国企業の海外展開を後押しします。
- 具体的には、国、自治体、支援機関等で構成される、中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制（「新輸出大国」コンソーシアム）において、専門家が約4,000社の中堅・中小企業等に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、技術開発から、戦略策定や市場獲得までを総合的に支援することを目指します。
- また、ビジネス環境動向（サプライチェーンの変化等）調査、各国制度情報提供のための相談体制整備・普及啓発等、適時、適切な情報提供等を実施します。

成果目標

- 本事業を通じ海外展開を目指す企業の海外市場獲得成功率60%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



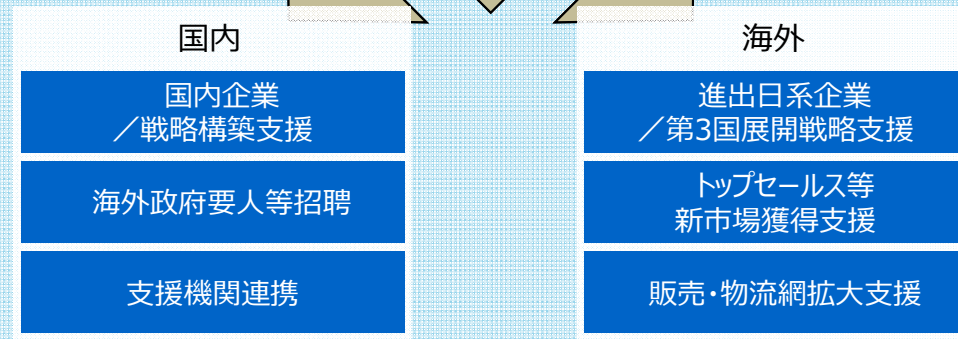
事業イメージ

情報収集・情報提供、企業誘致



JETRO

戦略策定等海外展開支援



中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

平成27年度補正予算案額 **20.0億円**

中小企業庁 創業・新事業促進課

03-3501-1767

通商政策局 通商政策課

03-3501-1654

製造産業局 繊維課

03-3501-0969

事業の内容

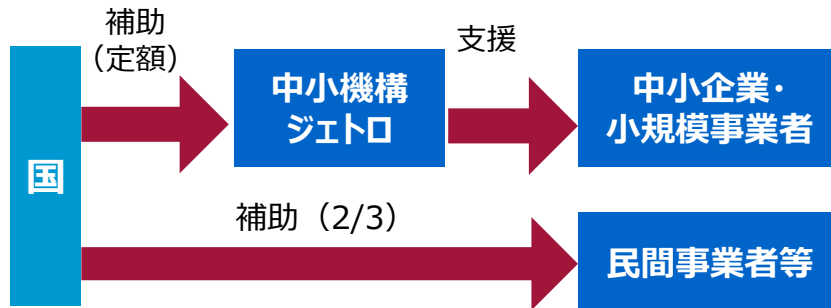
事業目的・概要

- TPP加盟国における新たな市場獲得に向けた可能性を最大限引き出すため、海外展開を目指す中小企業者を支援することが重要です。
- 具体的には、海外販路開拓を目指す中小企業に対し、事業計画の策定等を支援します。
- また、海外展示会等への販路開拓に不可欠な商談ツールの作成から情報提供、出展機会の提供等を一貫して支援します。
- 加えて、海外現地の大使館、金融機関などの官民支援機関が連携する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の機能強化を通じ、進出から進出後の相談対応等それぞれの局面で総合的に支援します。

成果目標

- 本事業を通じて、海外企業等との商談成約率30%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

海外ビジネス戦略推進支援事業

中小企業者と農林漁業者による連携等による海外展開を目指す中小企業者が行う、海外市場獲得に向けた実現可能性調査や取引体制の整備を支援します（補助上限額：200万円、補助率2/3）。

ものづくりサプライチェーン再構築支援事業

地域のものづくり企業が、サプライチェーンの合理化につながる産地内の事業再編や産業間・異業種との連携を通じて、T P P加盟国における需要獲得を目指すに当たってのビジネスモデルを検証するための専門家によるF/Sの実施を支援します（補助上限額：1000万円、補助率2/3）。

海外展示会への出展支援、商談機会の提供等

海外展示会等の出展企業に対して翻訳やWeb構築などの商談ツールの作成から、物流の手配、出展機会の提供まで一貫して支援します。また、TPPを活用して海外展開に挑戦する企業を中心に商談機会の提供等の支援をします。

海外展開現地支援プラットフォーム

TPP締結を前にした、加盟国間での市場取引の増加に備え、加盟国におけるコーディネーターの増員等のプラットフォーム（ジェトロが設置する拠点）の機能強化を行います。また、非TPP加盟国から加盟国への展開等を目指す中小企業を支援するため、非TPP加盟国においてもプラットフォームの機能強化を行います。

Webマッチングサイト支援

中小機構によるE C（電子商取引）サイトを通じてTPP加盟国への進出を目指す国内企業と海外企業等とのマッチング支援を実施します。

価格交渉サポート事業（下請かけこみ寺の拡充）

平成27年度補正予算案額 **4.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 一億総活躍社会の実現及び名目GDPを2020年頃に600兆円に増加させていくために、最低賃金の引き上げに向けた取組の一つとして、中小企業・小規模事業者の取引条件の改善が重要となります。
- このため、全国48ヶ所（本部＋47都道府県）の下請かけこみ寺事業の機能を拡充し、価格転嫁が進まず厳しい状況にある下請中小企業の価格交渉力強化に向けた支援を行います。
- 具体的には、下請中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への見積もり提出や価格交渉を行う上で、必要な価格交渉ノウハウについて個別指導やセミナー等により、下請中小企業等への普及・定着を図ります。
 - ① 価格交渉ノウハウについての個別企業への指導：1千社程度
 - ② 価格交渉ノウハウについてのセミナー・講習会の開催：1万人程度
 - ③ 価格交渉ノウハウをまとめたハンドブックの作成
 - ④ これらの事業を周知するための広報（地方紙広告等）

成果目標

- 価格交渉ノウハウについて、個別に指導を受けた企業のうち、価格交渉力の向上につながった企業の割合が80%以上になることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

これまでの下請かけこみ寺は・・・

- ✓ 企業間取引の相談対応や弁護士による無料相談、裁判外紛争解決（ADR）の手續等の業務が中心。

本事業（下請かけこみ寺の機能拡充）により、

- ✓ 親事業者との価格交渉に必要なノウハウを、積極的に、個別指導やセミナー・講習会、ハンドブック等により普及・定着を図る。

親事業者との価格交渉に必要なノウハウ

- 下請代金支払遅延等防止法や業種別の下請取引ガイドラインの活用方法
- 交渉申し入れ方法
- 自社との取引のメリットの提示方法
- 価格改定の必要性を示す根拠（原材料や人件費の上昇などのデータ、個別原価計算等） 等



個別企業への指導



セミナー・講習会



ハンドブック作成

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業

平成27年度補正予算案額 **442.0億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 導入する設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、中小企業等の省エネ効果が高い設備への更新を重点的に支援します。
- 「長期エネルギー需給見通し」（平成27年7月）における省エネ量の根拠となった産業・業務用の設備を中心に対象とします。なお、対象設備がトップランナー制度対象の場合は、トップランナー基準※1以上の設備を補助対象にします。
- 高効率な省エネ設備への更新により、中小企業等の事業の生産性や省エネ性能を向上させ、競争力の強化につなげます。

※1 指定された製品のうち、その時点で最も省エネ性能に優れた製品の省エネ水準、技術進歩の見込み等を参考に定められたエネルギー消費効率の基準

成果目標

- 長期エネルギー需給見通しにおける、省エネ目標(5,030万kl)の達成に寄与することを目指し、省エネ設備の導入を支援することで、約1,200億円を超える国内設備投資を創出するとともに、エネルギーコストの削減を通じて、中小企業等の生産性を向上させ、企業の競争力を強化します。

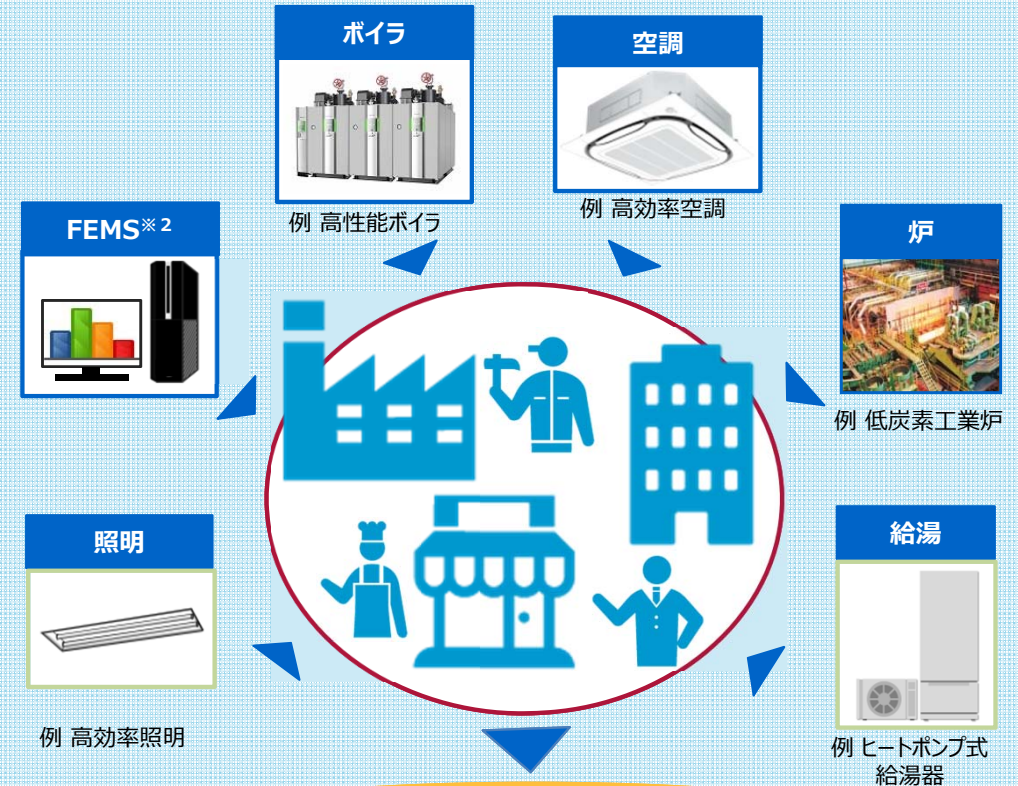
条件（対象者、対象行為、補助率等）



- 補助対象者
全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

事業イメージ

省エネルギー設備への更新等を支援



生産性・省エネ性の向上

競争力強化

※2 FEMS（ファクトリー・エネルギー・マネジメント・システム）：工場におけるエネルギー管理を支援するシステム

2. 平成28年度当初予算

①研究開発支援

- ・戦略的基盤技術高度化・連携支援事業(サポイン事業)……………9
- ・ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト……………10

②販路開拓

- ・中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業……………11

③取引に関する相談窓口

- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業……………12
- ・中小企業取引対策事業……………13

④経営・人材育成に関する相談

- ・中小企業再生支援協議会事業……………14
- ・地域創業促進支援事業……………15

⑤省エネルギー化に向けた取組支援

- ・省エネルギー対策導入促進事業費補助金……………16
- ・エネルギー使用合理化等事業者支援補助金……………17

⑥IoT・IT化促進関連

- ・ロボット導入実証事業……………18
- ・IoT推進のための社会システム推進事業……………19

戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

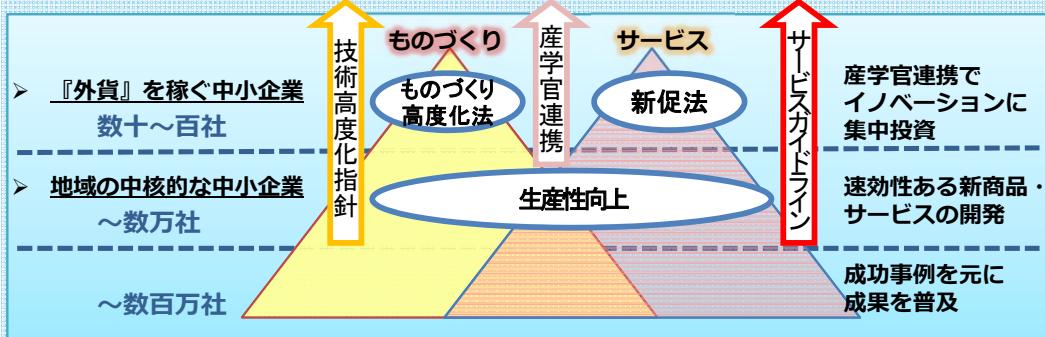
平成28年度予算案額 **139.7億円（138.6億円）**

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
産業技術環境局 大学連携推進室 03-3501-0075
商務情報政策局 サービス政策課 03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済を面的に底上げするため、中小企業・小規模事業者が産学官連携して行う研究開発等や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援します。
 - ① 中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組等
 - ② 新促法「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた事業者が、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う開発等
- 中小企業等による革新的な商品開発や製品製造プロセスの変革を可能とするため、大学発の技術シーズの発掘・活用を促進します。



成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えること。ただし、サービスモデル開発、シーズ発掘・活用については2年以内。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

研究開発・サービスモデル開発等

- ①ものづくり(戦略的基盤技術高度化支援事業)
 - (1)一般型
 - ・補助上限額：初年度4,500万円（補助率：定額・2/3）
 - ・2年目は初年度の2/3、3年目は1/2を上限として補助
 - ・知財マネジメントに関する取組を推進。
 - (ア)大学、公設試等による研究開発等を支援（うち1,500万円を上限、補助率：定額）
 - (イ)中小企業・小規模事業者が行う研究開発等を支援（補助率：2/3）
 - (2)プロジェクト委託型
 - IoT、エネルギーシステム、健康長寿等の政策課題に沿った研究開発を支援。
 - ・委託上限額：1プロジェクトにつき、1億円（初年度）×3年間
- ②サービス(商業・サービス競争力強化連携支援事業)
 - IT利活用等による中小企業者等の生産性向上を始めとしたサービス開発を支援
 - ・補助上限額：初年度3,000万円（補助率：2/3）
 - ・2年目は、初年度と同額を上限として補助

シーズ発掘・活用

- 大学等における中小企業・小規模事業者との共同・委託契約やライセンス額を増加するための体制整備を支援（後年度負担分）
- (ア) シーズ発掘・活用事業
 - ・補助上限額：1,000万円（補助率：定額）
 - (イ) シーズ活用研究開発
 - ・補助上限額：2,000万円(補助率：2/3)

ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト

平成28年度予算案額 **15.0億円（15.0億円）**

製造産業局 産業機械課
03-3501-1691
産業技術環境局 研究開発課
03-3501-9221

事業の内容

事業目的・概要

- ロボット活用に係るユーザーニーズ、市場化出口を明確にした上で、特化すべき機能の選択と集中に向けた技術開発を実施し、ユーザーニーズを踏まえつつ、当該機能においては圧倒的優位性を有するロボットを開発します。
- 平成27年2月10日に日本経済再生本部決定した「ロボット新戦略」に基づき、対象分野を絞るとともに、ユーザーニーズも踏まえた技術的目標を定め、技術開発をしていきます。また、毎年ステージゲートを設け、オープンな開発競争を実施します。

成果目標

- 平成27年度から平成31年度までの5年間の事業であり、ユーザーニーズに合致したロボット開発を推進し、早期に市場に投入することで、平成32年にロボットの市場規模を製造分野で現在の2倍、非製造分野で20倍へと拡大することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

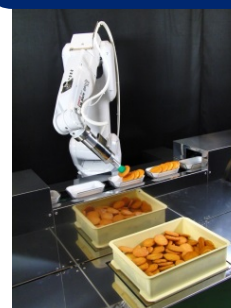


※補助率：大企業：1/2以内、中堅・中小・ベンチャー企業等：2/3以内

事業イメージ

ものづくり・サービス分野における対象技術のイメージ

食品産業 等



例：食品箱詰めロボット

生産現場



例：人型産業用ロボット

サービス業



例：病院内搬送ロボット

例：ロボット物流システム

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

平成28年度予算案額 **14.3億円（25.0億円）**

中小企業庁 創業・新事業促進課

03-3501-1767

通商政策局 通商政策課

03-3501-1654

貿易経済協力局 原産地証明室

03-3501-0539

事業の内容

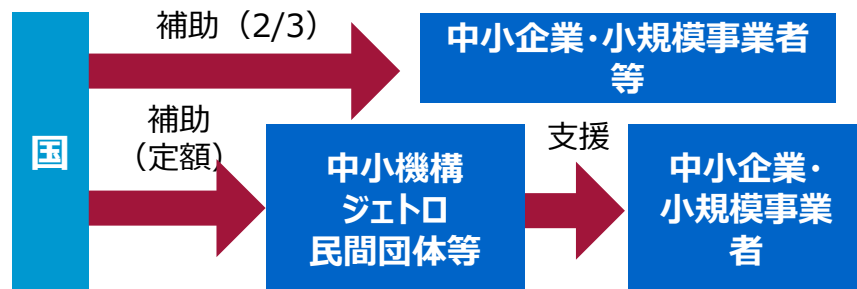
事業目的・概要

- 新規に海外市場に活路を見いだそうとする中小企業・小規模事業者を中心に、事業計画策定から海外販路開拓、現地進出、進出後の課題や事業再編の対応まで、一貫して戦略的に支援します。
- 具体的には、海外販路開拓を目指す中小企業への事業計画の策定や、地域一体となって行う海外展開を支援します。
- 加えて、海外現地の大使館、金融機関などの官民支援機関が連携する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等を通じ、進出から事業再編までそれぞれの局面で総合的に支援します。
- この他、EPA（経済連携協定）に基づく原産地証明制度に対する事業者等の理解を促進するため、セミナーを開催するとともに、相談窓口を設置します。

成果目標

- 平成26年から平成30年までの5年間の事業であり、海外企業等との商談成約率30%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

情報提供、助言

海外の法規制や輸出に関する手続きなど、海外展開に向けた各種情報の提供や助言などを行います。

認定支援機関向け研修事業

海外展開の身近な相談者育成のため、税理士や金融機関などの認定支援機関に対し、海外展開に向けた支援能力向上のための研修やeラーニングを実施します。

海外展開戦略策定支援

新規に海外展開を目指す中小企業を対象に、戦略策定につなげるための海外現地における事業の実現可能性調査やWebサイトの外国語化、物流体制の構築等を支援します（補助上限140万円、補助率2/3）。

販路開拓支援

海外展示会等の出展企業に対して、国内における事業計画の策定から出展機会の提供まで一貫して支援します。また、サービス産業等や新規に海外展開に挑戦する企業を中心に商談機会の提供等を支援します。さらに、地域の支援ネットワークの協力を得つつ行う現地調査等の取組を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

海外の主要拠点にコーディネーターを配置し、大使館や金融機関などの官民支援機関と連携して法務・労務・税務等の専門的な個別課題の解決や海外拠点の設立・移転等への支援を行います。

事業再編支援

事業再編による海外進出先の移転の際の経営診断や周辺国の情報を提供します（補助上限160万円、補助率2/3）。

経済連携協定利用円滑化促進事業

EPAに基づく原産地証明制度等に係るセミナー開催による普及啓発活動や、EPAの利用に係る個別相談窓口を設置します。

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

平成28年度予算案額 54.7億円（46.2億円）

中小企業庁
経営支援課 03-3501-1763
広報室 03-3501-1709
金融課 03-3501-2876

事業の内容

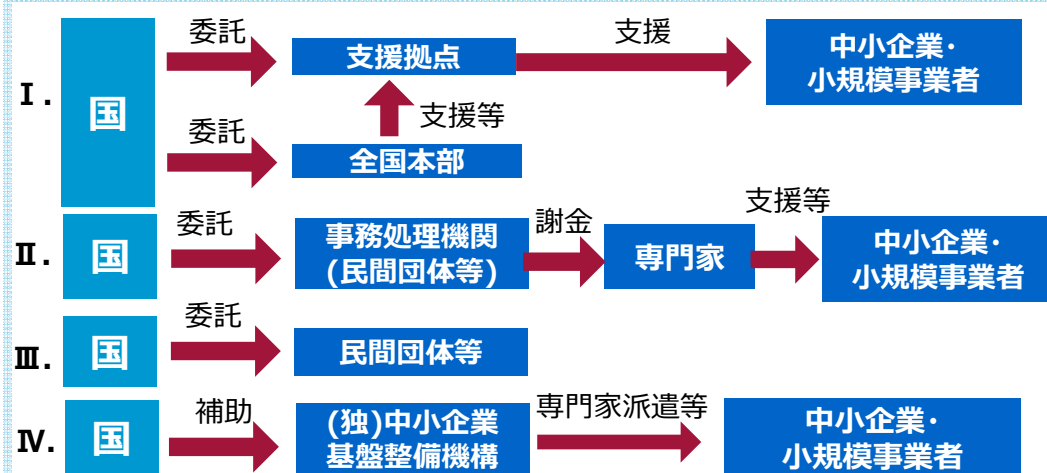
事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 全国の中小企業・小規模事業者に、インターネットを活用して支援策の普及を行います。
- 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証を提供せずに資金調達をしたり、個人保証債務の整理を実施することが可能となるよう、ガイドラインの周知・普及を行います。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、各施策において以下を目指します。
 - I. 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること。
 - II. 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること。
 - III. 全国に支援策の普及を図り、支援策の認知度の向上。
 - IV. 個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生や事業清算への着手、円滑な事業承継等の促進。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

I. よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、①売上拡大のための解決策の提案、②経営改善策を提案し、行動に移すための専門家チームの編成・派遣、③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介、を実施します。
- 各拠点及び全国本部の体制・機能強化により、相談対応件数拡充、サービス生産性・知財・IT等への相談機能充実、アクセシビリティ向上、地域支援機関との連携強化、支援水準向上・支援人材の育成・研修強化を図ります。

II. 専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者の課題に応じた専門家を原則3回まで無料で派遣します。

※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

III. 支援施策普及事業

- 最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例などを、分かりやすくタイムリーに、全国の中小企業・小規模事業者に届けます。

IV. 経営者保証ガイドライン

- ガイドラインの周知・普及を図るため、主に以下の事業を実施します。①ガイドラインの内容に関する相談対応②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達が希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣③セミナー等による周知活動④ガイドライン活用状況の実態調査

中小企業取引対策事業

平成28年度予算案額 **9.9億円 (11.0億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 下請事業者による連携を促進するなど中小企業・小規模事業者の振興を図るとともに、下請取引に関する相談の受付や、下請代金支払遅延等防止法の周知徹底・厳正な運用、官公需情報の提供等、取引の適正化を図ります。

成果目標

- 自立化支援により、特定の親事業者への取引依存度が年1%以上低下する等、取引先の拡大が図られた下請事業者の数を平成29年度までに180者以上とすることを目指します、また、下請かけこみ寺満足度が90%以上となることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業



(2) 下請事業者支援対策取引あっせん事業



(3) 中小企業取引適正化対策事業



事業イメージ

(1) 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業 3.9億円

- ①親事業者の生産拠点閉鎖の影響を受ける中小企業者が行う新分野進出や、
- ②下請事業者が連携して行う事業を補助することにより、特定の親事業者への依存からの脱却を支援します。【補助】

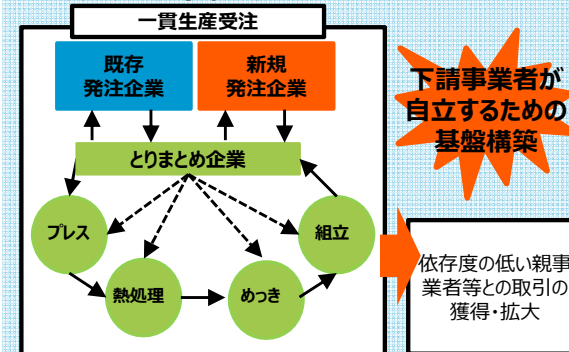
(2) 下請事業者支援対策取引あっせん事業 0.5億円

インターネット上の取引あっせんシステム（BMS:ビジネス・マッチング・ステーション）の運用や地域の商談会の運営を補助することにより、事業者同士のマッチングを支援します。【補助】

(3) 中小企業取引適正化対策事業 5.6億円

- ①取引上の悩みについて無料で弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営、
- ②親事業者の調達担当者に対して、下請代金法の遵守を求める講習会の実施、
- ③下請代金法に基づく書面調査の実施とデータベースの運用、④国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイトの運営、
- ⑤インターネット上の取引あっせんシステム（BMS:ビジネス・マッチング・ステーション）の機能拡充、を通じて、中小企業・小規模事業者の取引に関する課題に対処いたします。【委託】

○ 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業のイメージ



○ 中小企業取引適正化対策事業のイメージ（下請かけこみ寺事業の例）



中小企業再生支援協議会事業

平成28年度予算案額 **58.4億円（44.8億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題を抱えた中小企業・小規模事業者や事業引継を行おうとする中小企業・小規模事業者に対し、以下の支援を行います。

（再生支援）

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。

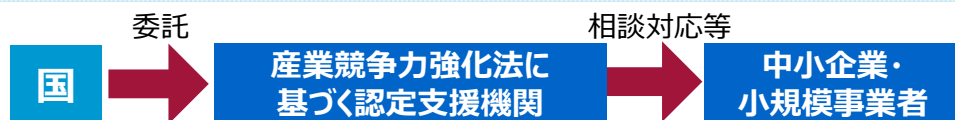
（事業引継ぎ支援）

後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、創業希望者と後継者不在事業主とのマッチングも行います。

成果目標

- 平成25年度から平成29年度までの事業で、再生支援では二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の低減、事業引継ぎ支援では事業引継ぎ支援センターの支援のもと、事業引継ぎを実施し、その結果、雇用が継続される事となった労働者の数を年間16,000人を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

再生支援協議会（41箇所）

事業引継ぎ支援センター（47箇所）

窓口相談（第一次対応）

課題解決に向けたアドバイス

- 面談や提出資料の分析を通して経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切なアドバイスを実施
- 必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

窓口相談

課題解決に向けた情報提供等

- 事業引継ぎや事業承継に係る経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切な助言を行うと共に、支援機関や支援施策を紹介

再生計画支援（第二次対応）

再生計画策定の支援

- 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整

事業引継ぎ支援

仲介支援等

- M & Aを行う登録機関（金融機関、仲介業者等）への橋渡し
- センターによる土業等専門家を活用したマッチング支援

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

地域創業促進支援事業

平成28年度予算案額 **8.5億円（12.0億円）**

事業の内容

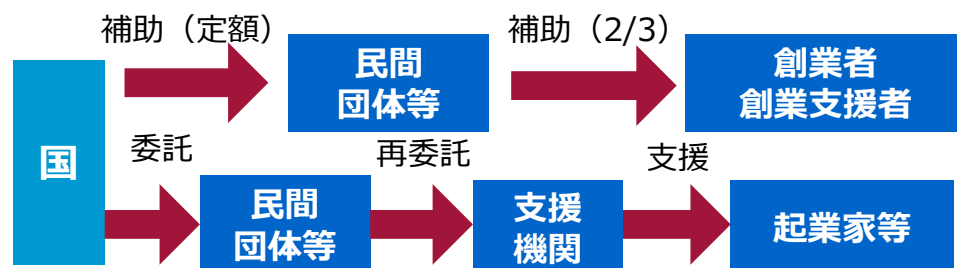
事業目的・概要

- 地域活性化には、地域における女性や若者などの起業・創業を促進し、経済の新陳代謝を図る必要があります。
- そのため、産業競争力強化法の認定市区町村で特定創業支援事業を受け、創業を目指す創業者や第二創業者を支援します。
- また、産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者（商工会・商工会議所や地域金融機関等）が行う創業支援の取組等を支援します。
- 創業者の基本的知識習得のため、全国で「創業スクール」を開催します。

成果目標

- 平成28年から平成32年までの5年間の事業であり、
 - ① 補助終了後5年経過時の事業継続率90%を目指します。
 - ② 補助終了後5年経過時の従業員数の計画達成率50%を目指します。
 - ③ 創業スクール受講者の創業率50%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

創業・第二創業補助金

- 地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用を補助します（補助上限200万円、補助率2/3）。また、事業承継を契機に既存事業の全部又は一部を廃止し、新分野に挑戦する第二創業者に対し、創業費用に加え、廃業費用（法手続費用、在庫処分等）も補助します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

創業支援事業者補助金

- 産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援（創業者への継続的な経営指導、ビジネススキルアップ研修、コワーキングスペース運営事業等）や創業支援の質の向上を図る取組等を支援します（補助上限1,000万円、補助率2/3）。

創業スクール

- 全国の支援機関が、創業スクールを開催してビジネスプランの作成まで指導し、創業までのフォローアップを行うとともに、受講生を対象としたビジネスプランコンテストの開催等を行います。また、新たにサービス産業等の「業種別コース」を開催します。

省エネルギー対策導入促進事業費補助金

平成28年度予算案額 **7.5億円（5.5億円）**

事業の内容

事業目的・概要

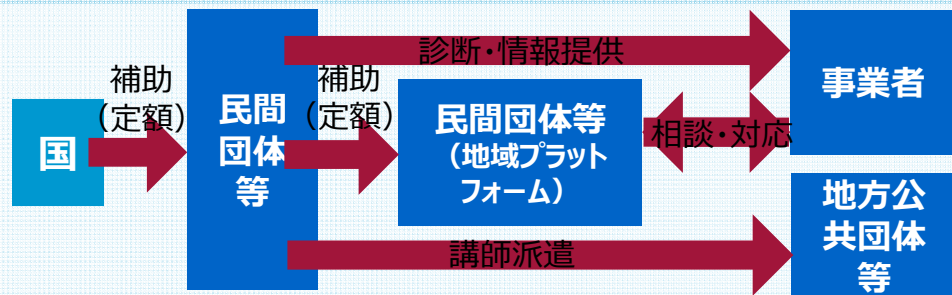
- **診断事業** 中小・中堅事業者等に対し、省エネ・節電診断事業等を無料で実施します。
- **省エネ相談地域プラットフォーム事業** 中小企業等による省エネを推進するために、地域毎にきめ細かな省エネ相談を実施します。
- **講師派遣事業** 地方公共団体等が参加費無料で開催する省エネ等に関する説明会やセミナー等に、省エネ及び節電の専門家を無料で派遣します。
- **省エネ情報提供等事業** 中小企業等の省エネ活動を支援するために、具体的な省エネ診断事例や省エネ技術を様々な媒体を通じて情報発信します。

成果目標

- 平成16年からの事業であり、地域の中小・中堅事業者等に対して省エネ・節電診断等を無料で実施し、診断の結果、提案された省エネの取組の9割以上※が実施されることを目指します。

※（省エネ実施量／診断時において提案した省エネ量）で算出

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

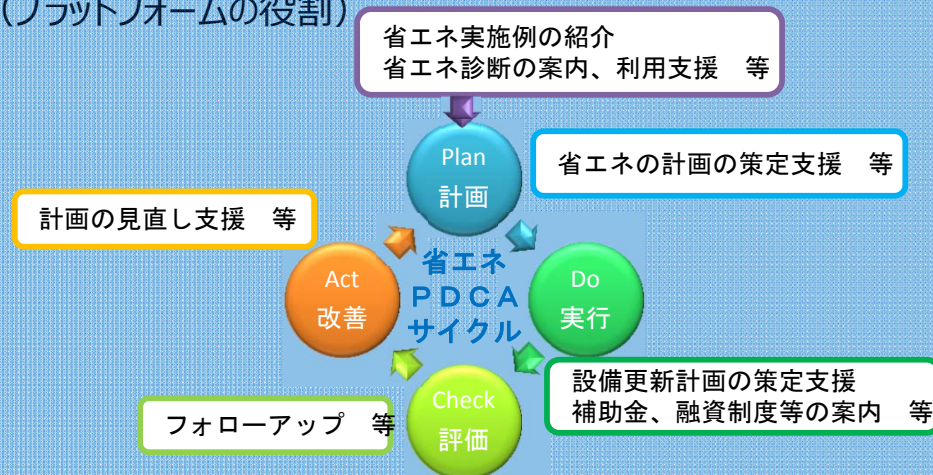
診断事業

(省エネ診断の例)

- オフィスの空調の運用改善
- 工場の廃熱の有効利用 等

省エネ相談地域プラットフォーム事業

(プラットフォームの役割)



講師派遣事業・省エネ情報提供等事業



(説明会の様子)



(ポータルサイトでの事例紹介)

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

平成28年度予算案額 **515.0億円** (410.0億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 既設設備・システムの入替えや製造プロセスの改善等に向けた改修、エネルギーマネジメントシステム (EMS)の導入により、工場・事業場単位での省エネ・電力ピーク対策や事業者間の省エネ対策を行う際に必要となる費用を補助します。
- その際、省エネ法との連携を重視し、より高い水準の省エネの取組を促します。また、トップランナー制度対象機器を導入する場合、トップランナー基準※を満たす製品を対象を限定します。

※トップランナー基準

指定された製品のうち、その時点で最も省エネ性能に優れた製品の省エネ水準、技術進歩の見込み等を参考に定められたエネルギー消費効率の基準

成果目標

- 平成10年からの事業であり、申請時に計画された省エネ量が実績値としても100%を超えて確実に達成されることにより、平成42年（2030年）省エネ目標(5,030万kl)の達成に寄与することを旨とします。

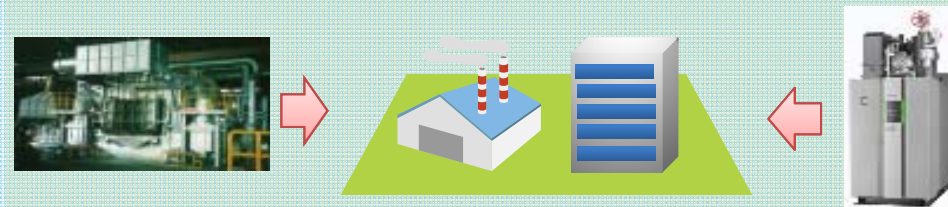
条件（対象者、対象行為、補助率等）



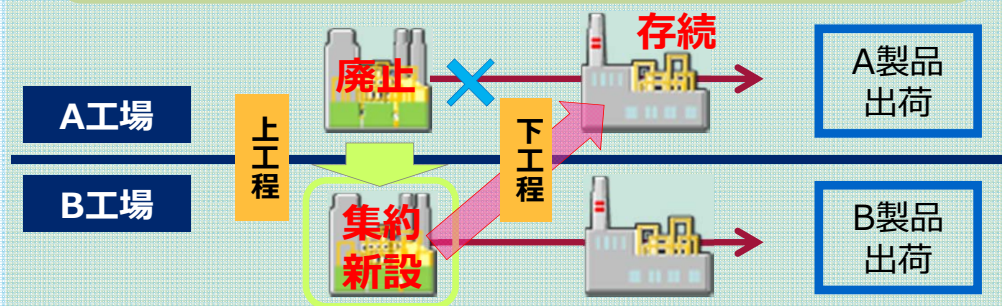
- 補助対象者
全業種、日本国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
- 補助率
省エネ設備導入、電力ピーク対策事業 1/3以内
エネマネ事業者を活用した事業 1/2以内

事業イメージ

省エネ・電力ピーク対策事業

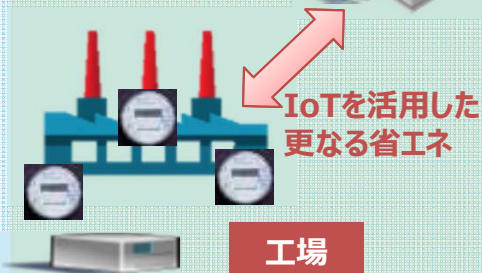


事業者間で一体となった省エネの取組



エネマネ事業者の活用

エネルギー管理支援サービス事業者 (エネマネ事業者)



トップランナー制度対象機器の例



ロボット導入実証事業

平成28年度予算案額 **23.0億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- これまでのロボットは、製造業等の大企業の個別生産ライン用にカスタマイズされた大型のロボットが中心であり、ロボット活用領域や業種の広がりも限定的でした。
- このため、ものづくり分野やサービス分野等、ロボット未活用領域において導入実証を実施し、導入事例の創出を通じて生産性向上を図るとともに、ロボット導入に関する実現可能性調査（FS調査）を実施し、費用対効果を示すことでロボット導入を促進します。
- また、これらの事業においては、ロボット活用やシステム構築を支援できるサービス事業者（システムインテグレータ）を担い手として活用しその育成を図ります。

成果目標

- 平成28年度から平成32年度までの事業であり、ロボット未活用領域へのロボット導入を促進することで、平成32年にロボットの市場規模を製造分野で現在の2倍、非製造分野で20倍へと拡大することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

① ロボット導入実証事業

先端的なロボット活用により、単純作業からの解放や自動化の向上により生産性向上に資するような設備投資に対して

- ✓ ロボット等の設備導入
- ✓ ライン構築に係るシステムインテグレート等に要する費用の一部を補助する。

<例>



自動化による単純作業や過酷環境下作業からの解放



多能工ロボットの活用によるラインの柔軟性向上

② ロボット導入FS事業

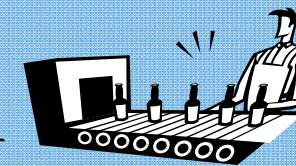
ものづくり分野やサービス分野の事業者を対象に

- ✓ 業務分析の実施
- ✓ ロボット導入に伴う費用対効果の算出等に要する費用の一部を補助する。

<例>



調理補助作業



検品作業



在庫管理作業

IoT推進のための新産業モデル創出基盤整備事業(一般)

平成28年度予算案額 **7.0億円 (新規)**

事業の内容

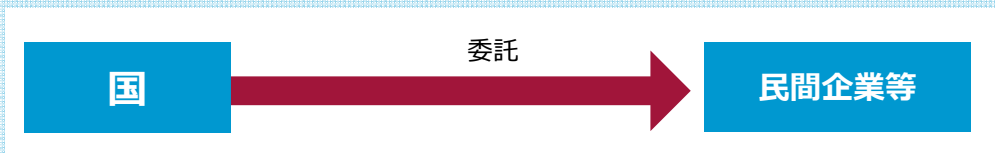
事業目的・概要

- IoT（モノのデジタル化・ネットワーク化）の拡大等による膨大なデータ収集とAI（人工知能）による解析能力の向上によって、今後、ロボット等を活用した設備の保守点検など、新たなビジネスモデルが出現し、多様な働き方や事業形態の実現が期待されています。
- 他方、我が国でこうした新たなIoTビジネスに取り組むためには、規制・制度の見直しや、業界横断的なルール形成等が不可欠となっており、こうした制度等の環境を整備し、新たな産業モデルの組成を促進していくことが課題となっています。
- このため、制度等の環境整備に向けて、各分野における実証を行い、データ利活用を推進することで新たな産業モデルを創出します。

成果目標

- 2020年までに、各分野におけるモデル実証結果（共通指標・ルール・システム等）を活用した事業を創出する（事業化率100%）。
※自主保安の高度化等の一部事業については、成果ができたものから順次必要な規制・制度改革を行う。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 産業保安、行政等の各分野において、規制・制度の見直しや業界横断的なルール形成等に向けたIoTビジネスモデルの実証を行い、世界に先駆けた事業環境を整備する。

各分野における実証事業(事業イメージ例)

産業保安分野

- 産業保安水準の維持・向上等を図るため、以下の実証を行う。
 - ・プラントの配管の腐食等に関する保守・保安の手法について、ロボットを始めとしたIoTの活用等による高度化を実証
 - ・ヒヤリハット情報や運転員行動データ等の相関分析等による事故予兆の実証
 - ・複数の事業所間で、事故や異常現象等の情報を共有し、事故予知レベルを向上させるための情報共有プラットフォームの構築・実証



➡ 化学プラント等における自主保安の高度化

行政分野

- ビッグデータ（POSデータやSNSデータ等）を活用して、既存の統計を補完する情報を官民が利用することを可能にするため、ビッグデータを用いた解析プログラム開発等の実証を行う。

➡ 速報性が高く、景気動向をよりの確に把握できる新指標を開発

新たな産業モデルの創出

3. 平成28年度税制改正

①成長志向に重点を置いた法人税改革(法人実効税率の引下げ)

・法人実効税率の引下げ.....21

②新たな機械装置の投資に係る固定資産税の見直し.....22

③地域経済再生、中小企業・小規模事業者の活性化

・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例.....23

④車体課税の抜本的見直し.....24~25

①法人実効税率の引下げ

(法人税・法人住民税・法人事業税)

○平成28年度に**29.97%**、平成30年度に**29.74%**まで税率引下げを決定。

- － 3年連続で、2%を超える税率引下げを実現(26年度:▲2.38%、27年度:▲2.51%、28年度:▲2.14%)
- － 平成30年度には、ドイツ並みの水準を実現。

○財源は、**経済に悪影響の少ないもの**に絞って対応。

- ① 研究開発税制を堅持
- ② 減価償却制度の定額法への一本化は、投資拡大に悪影響の少ない、建物附属設備・構築物に限定
- ③ 設備投資減税は、縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を後押し(「やるなら今でしょ」)
- ④ 外形標準課税の拡大は、中堅企業への配慮措置を拡充し、今後2年間、現行制度より負担が拡大しないことを確保
- ⑤ 繰越欠損金の控除上限の引き下げは、総枠を維持しつつ、縮減を3年刻みに延長し、激変緩和を強化

改正概要

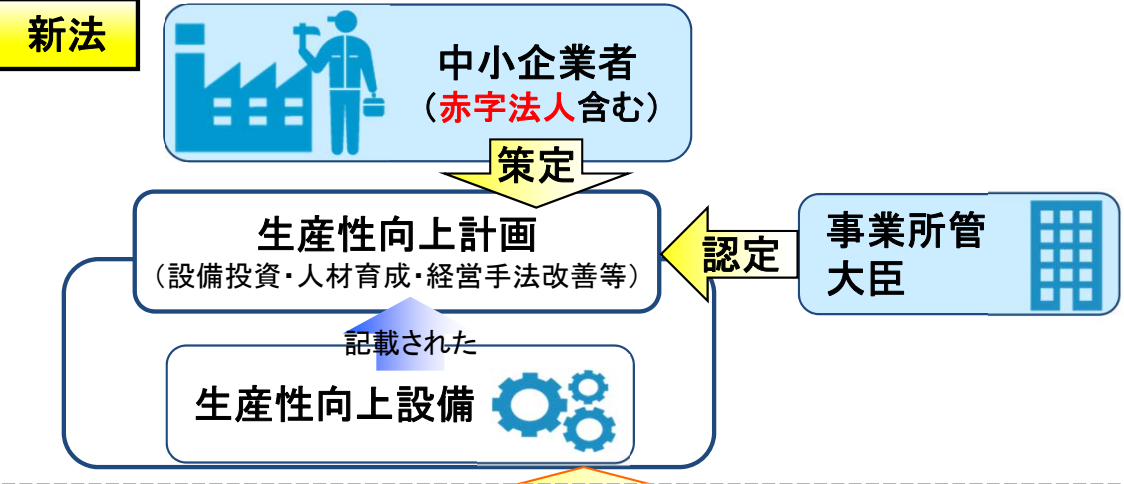
	現行	平成28年度	平成30年度
国の法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
(参考)大法人向け法人事業税所得割 * 28年度までは、地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
(参考)国・地方の法人実効税率 <標準税率ベース※>	32.11%	29.97% (▲2.14%)	29.74% (▲2.37%)

※東京都ベースであれば、現行の法人実効税率は**33.06%**。

②新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例 (固定資産税)

- 中小企業が取得する**新規の機械装置**は、3年間、**固定資産税を1/2に軽減する措置**を創設。
- 史上初の固定資産税での設備投資減税**。**赤字中小企業にも大きな効果あり**。

適用期間 【適用期間: 3年間(平成30年度末までの投資)】
 ※中小新法(P)の施行日以降に取得した資産が対象

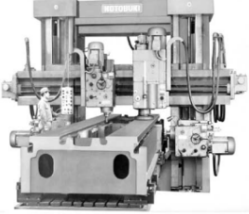


特例措置
 (生産性向上設備に係る)
固定資産税の特例
1/2軽減(3年間)

特例対象・内容

- 【支援対象】**
- 中小企業者が新法の**認定計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)**
 ※中小企業者: 資本金1億円以下等、大企業の子会社除く
 - **生産性を高める機械装置が対象**
 ※既存の設備投資減税(生産性向上設備投資減税)の支援要件(①160万円以上、②生産性1%向上(10年以内に販売開始)、③最新モデル)から、**中小企業への配慮から、③最新モデル要件を除外。**
- 【特例】**
- 固定資産税の課税標準を**3年間1/2に軽減**

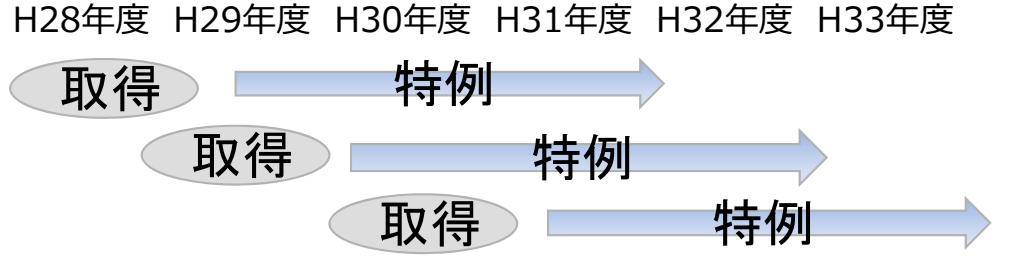
対象設備の例



金属加工機械



ソフトウェア組込型(NC)複合加工機



※例: 平成28年に取得した設備は、平成29年1月1日時点で所有する資産として申告され、平成29、30、31年度の3年間固定資産税を軽減。

③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

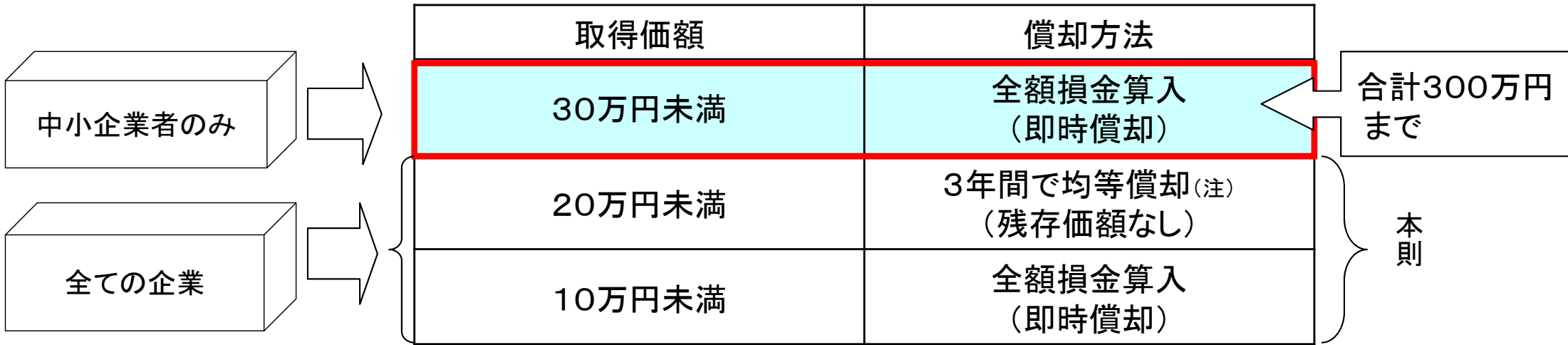
(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

○マイナンバーや消費税複数税率対応で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年延長する。

改正概要

【適用期間: 2年間(平成29年度末まで)】

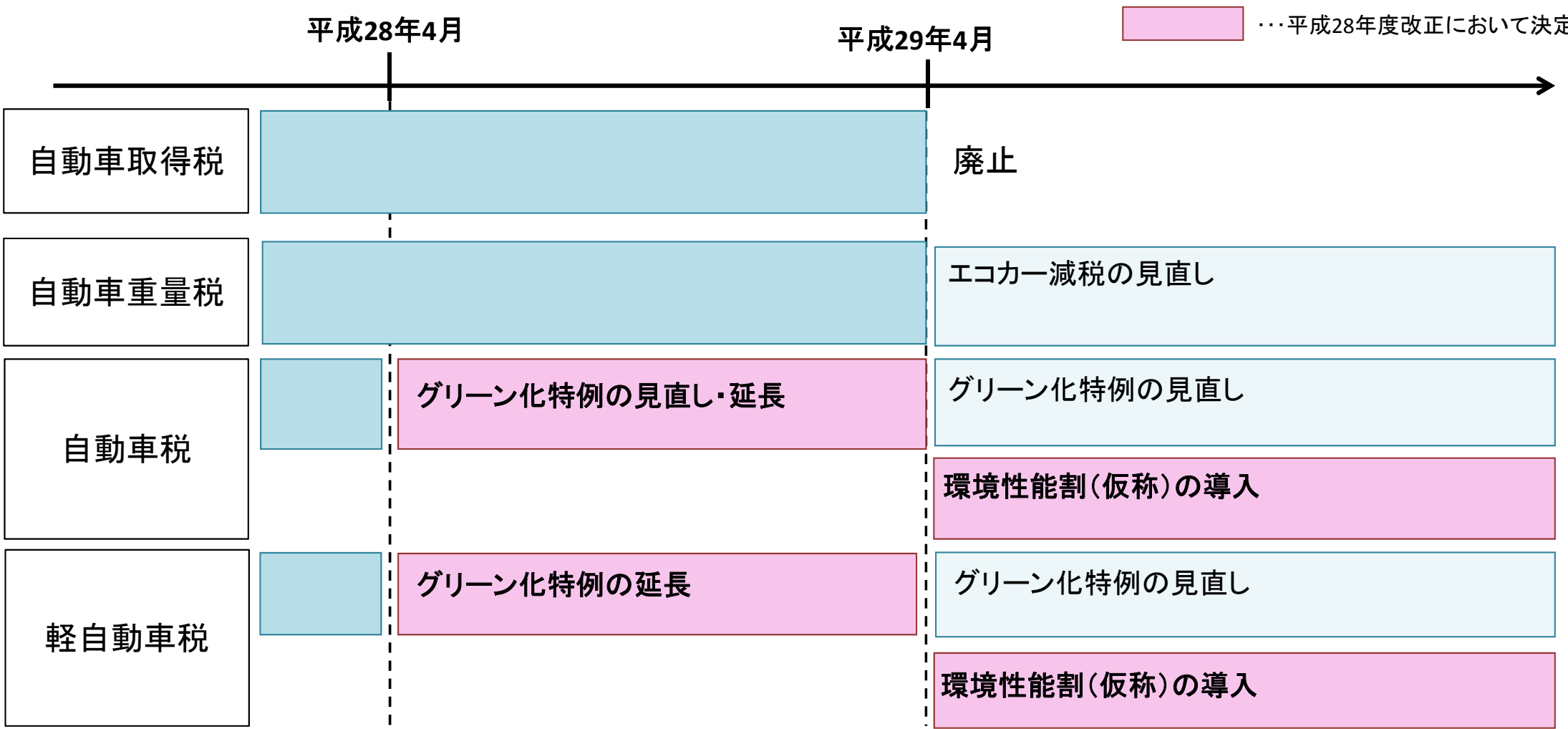
- 中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)することを認める措置。
- 適用対象者から従業員1,000人超の法人を除外し、適用期限を2年延長する。



(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

④車体課税の見直しについて (自動車税、軽自動車税、自動車取得税、自動車重量税)

- 平成28年度税制改正において以下の事項を決定
- 自動車税・軽自動車税における環境性能割(仮称)(以下「環境性能割」という)の制度設計。(平成29年度～)
 - グリーン化特例(自動車税・軽自動車税)の延長等。(平成28年度)
 - 平成29年度税制改正において、自動車保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討、必要な措置の実施。



環境性能割(自動車税・軽自動車税)について

- 自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税において環境性能割を導入。
- 環境性能割の非課税(税率0%)の範囲については、自動車取得税の非課税範囲より拡大し、「平成32(2020)年度燃費基準+10%」以上となった。
 - 「平成32(2020)年度燃費基準」に加え、「平成27(2015)年度燃費基準」を一部用いることで消費を喚起するとともに、自動車取得税の廃止とあわせて負担の軽減を図る。

【制度の概要】

1. 自動車税・軽自動車税として取得時の課税。
2. 取得価額に対して省エネ法の燃費基準値の達成度に応じて0～3%の間で課税。

<登録車・軽自動車>

対象車	税率
電気自動車等	非課税
平成32(2020)年度燃費基準+10%	非課税
平成32(2020)年度燃費基準達成	1%
平成27(2015)年度燃費基準+10%	2%
上記以外	3% 軽自動車は2%

非課税範囲の拡大

(現行取得税は平成32(2020)年度燃費基準+20%から非課税)

※税率区分は、2年ごとに見直し

現行の自動車取得税(1096億円*)に比べて、2割程度(約890億円)の規模縮減

※平成27年度地方財政計画